

四 半 期 報 告 書

第 5 期 第 1 四 半 期

自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 6 月 30 日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

(E00808)

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第5期第1四半期 四半期報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【生産、受注及び販売の状況】	3
2 【事業等のリスク】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【四半期連結財務諸表】	30
2 【その他】	43
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	44
第1 【保証会社情報】	44
1 【保証の対象となっている社債】	44
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】	44
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】	44
第2 【保証会社以外の会社の情報】	44
第3 【指数等の情報】	44

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第5期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小林喜光
取締役社長

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原永三
グループマネジャー
総務室 藤原謙
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経理室 田原永三
グループマネジャー
総務室 藤原謙
グループマネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 4 期 第 1 四半期 連結累計(会計)期間	第 5 期 第 1 四半期 連結累計(会計)期間	第 4 期
会計期間	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月 30 日	自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月 30 日	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月 31 日
売上高 (百万円)	763,781	549,701	2,909,030
経常損益 (百万円)	39,019	△17,154	△1,906
四半期(当期)純損益 (百万円)	13,113	△16,759	△67,178
純資産額 (百万円)	1,104,591	940,577	940,114
総資産額 (百万円)	2,832,709	2,674,659	2,740,876
1株当り純資産額 (円)	598.76	488.45	486.09
1株当り四半期(当期)純損益 (円)	9.52	△12.17	△48.81
潜在株式調整後 1株当り四半期(当期)純利益 (円)	8.76	—	—
自己資本比率 (%)	29.0	25.1	24.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,771	5,860	76,149
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△92,079	△63,935	△189,233
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,809	△9,398	179,526
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	90,620	161,491	226,410
従業員数 (人)	41,786	42,912	41,480

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 「潜在株式調整後1株当り四半期(当期)純利益」は、1株当り四半期(当期)純損失を計上している場合には記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業の内容に係る重要な変更は以下の通りであります。

(1) エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント

本年4月、当社の間接出資子会社である化成オプトニクス(株)は、当社の全額直接出資子会社である三菱化学(株)と合併したことに伴い解散しました。

(2) その他

本年4月、当社は、当社の全額直接出資子会社である(株)地球快適化インスティテュートを設立しました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の会社が新たに重要な関係会社となりました。

(連結子会社)

平成21年6月30日現在

会社の名称	住所	資本金 (または出資金)	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(株)地球快適化 インスティテュート	東京都港区	百万円 10	将来の社会動向 に関する研究及 び調査、それら に対応する事業 のための研究開 発等	% 100.0	役員の兼任 2名

また、次の会社が重要な関係会社に該当しなくなりました。

(連結子会社)

平成21年3月31日現在

会社の名称	住所	資本金 (または出資金)	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
化成オプトニクス(株)	神奈川県 小田原市	百万円 1,200	蛍光体の 製造、販売	% 100.0 (100.0)	

(注) 議決権の所有割合欄の()書は間接所有割合(内数)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	42,912 [4,166]
---------	-------------------

(注) 臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しており、派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	42
---------	----

(注) 1 当社従業員は、すべて三菱化学(株)、三菱樹脂(株)及び田辺三菱製薬(株)からの出向者であります。従業員数には執行役員7人が含まれております。

2 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、臨時従業員数の記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、また、受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産実績及び受注状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しております。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
エレクトロニクス・アプリケーションズ	66,754	△27.7
デザインド・マテリアルズ	57,354	△17.7
ヘルスケア	126,581	△1.2
ケミカルズ	174,283	△38.0
ポリマーズ	92,060	△40.7
その他	32,669	△10.7
合計	549,701	△28.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 販売実績金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次の通りであります。

外国との技術援助契約及び技術提携

技術輸出関係

(三菱化学株)

契約締結先	内容	契約締結日	有効期間	対価
(サウジアラビア) サウジ・アクリリック・ モノマー社	アクリル酸エステル製造技術に関する特許及びノウハウの実施許諾	平成21年6月14日	平成21年6月14日から終期の定めなし	一時金

なお、田辺三菱製薬株は、米国のパーテックス社との間で締結している抗HCV薬（C型慢性肝炎治療薬）に関する知的財産権の独占的実施許諾に係る技術導入契約の変更を、平成21年7月30日付で行っております。その詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」の重要な後発事象に記載しております。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

イ 業績全般

当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）における日本経済は、昨年秋の世界的な金融危機以降の円高基調や国内外の需要減少等の継続により、引き続き厳しい状況で推移しました。

当社グループの事業環境につきましては、ヘルスケア分野における医療費抑制基調の継続、機能商品分野及び化学品分野における大幅な需要の減少、販売価格の低迷等により、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況下、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は、機能商品分野及び化学品分野における大幅な需要の減少により、5,497億円（前年同四半期比2,140億円減）となりました。利益面では、大幅な需要の減少、原燃料価格の下落に伴う在庫評価損の発生等により、営業損益は106億円の損失（同451億円減）となり、経常損益は、為替差損の発生等により、171億円の損失（同561億円減）、四半期純損益は167億円の損失（同298億円減）となりました。

ロ 事業の種類別セグメントの業績

(イ) エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント（記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品）

記録材料は、ポータブルハードディスク、フラッシュメモリー製品等の販売数量が増加したものの、DVDの販売数量の減少及び販売価格の低下により、売上げは減少しました。電子関連製品のうち、ポリエステルフィルムは、販売価格の下落により、また、射出成形品及び無機化学品は、販売数量の減少により、それぞれ売上げは減少しました。情報機材は、OPCの販売数量の減少により、売上げは減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は667億円（前年同四半期比256億円減）となり、営業損益は9億円の損失（同66億円減）となりました。

(ロ) デザインド・マテリアルズセグメント（食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材）

食品機能材及び電池材料は、順調に推移しました。精密化学品並びに樹脂加工品のうち、各種フィルム、複合フィルム及びシート製品は、それぞれ販売数量の減少により、売上げは減少しました。複合材のうち、炭素繊維等の産業資材は、民間企業による設備投資の縮小、延期等により、また、建設資材は、公共投資抑制の影響に加え、住宅着工件数が減少したことにより、それぞれ売上げは大幅に減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は573億円（前年同四半期比123億円減）となり、営業損益は8億円の損失（同15億円減）となりました。

(ハ) ヘルスケアセグメント（医薬品、診断製品、臨床検査）

医薬品は、円高の影響を受けて海外での売上げが減少したものの、抗ヒトTNF α モノクローナル抗体製剤「レミケード」、アレルギー性疾患治療剤「タリオン」、抗血小板剤「アンプラーグ」等の販売が順調に推移したことにより、前年同四半期並みの売上げとなりました。診断製品及び臨床検査は、いずれも順調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,265億円（前年同四半期比16億円減）となりましたが、営業利益は、医薬品における技術料収入の減少等により、251億円（同14億円減）となりました。

(ニ) ケミカルズセグメント（基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料）

石油化学製品の基礎原料であるエチレンの生産量は、定期修理の規模が拡大したこと等により、19万6千トンと前年同四半期を12.5%下回りました。基礎石化製品、化成品、合成繊維原料は、大幅な需要の減少、原燃料価格の下落等により、また、コークス等の炭素製品は、販売数量の減少等により、それぞれ売上げは大幅に減少しました。肥料は、製品価格の下落を見越した買い控え等による販売数量の減少により、売上げは減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,742億円（前年同四半期比1,072億円減）となり、営業損益は、石炭価格の下落に伴う在庫評価損の発生等により、29億円の損失（同53億円減）となりました。

(ホ) ポリマーズセグメント（合成樹脂）

合成樹脂は、大幅な需要の減少及び原燃料価格の下落により、売上げは大幅に減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は920億円（前年同四半期比632億円減）となり、営業損益は、原燃料価格の下落に伴う在庫評価損の発生等により、281億円の損失（同291億円減）となりました。

(ヘ) その他（エンジニアリング、運送及び倉庫業他）

エンジニアリング部門及び物流部門は、外部受注の減少により、それぞれ売上げは減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は326億円（前年同四半期比39億円減）となり、営業利益は2億円（同11億円減）となりました。

ハ 所在地別セグメントの業績

(イ) 日本

当社及び国内連結グループ各社につきましては、大幅な需要の減少及びナフサ、石炭等の原料価格の下落に伴い、売上高は4,739億円（前年同四半期比1,747億円減）となり、営業損益は、原燃料価格の下落に伴う在庫評価損の発生等により、118億円の損失（同491億円減）となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の海外連結グループ各社につきましては、テレフタル酸の大幅な需要の減少、販売価格の下落等により、売上高は438億円（前年同四半期比316億円減）となりましたが、営業利益は、テレフタル酸の原料であるパラキシレンの市況が下落したことによる収益の改善等により、34億円（同41億円増）となりました。

(ハ) その他

アジア地域を除く海外連結グループ各社につきましては、記録材料や情報機材の大幅な需要の減少により、売上高は319億円（前年同四半期比77億円減）となり、営業利益は6億円（同7億円減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間においては、税金等調整前四半期純損失187億円を計上しましたが、減価償却費の計上等により、58億円の収入となりました。

前年同四半期（147億円の収入）と比較すると、原燃料価格の下落に伴い運転資金が減少しましたが、税金等調整前四半期純損益の悪化等により、89億円の収入の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間においては、設備投資による支出、手元資金の運用による有価証券及び投資有価証券の取得等により、639億円の支出となりました。

前年同四半期（920億円の支出）と比較すると、設備投資額の圧縮や手元資金の運用による有価証券及び投資有価証券の取得が減少したこと等により、281億円の支出の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間においては、配当金の支払等により、93億円の支出となりました。

前年同四半期（18億円の収入）と比較すると、112億円の支出の増加となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のフリー・キャッシュ・フロー（営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フロー）は580億円の支出となり、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は1,614億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は281億円であります。

(5) 経営成績

「第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 業績の状況」に記載の通りであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 財政政策

当社グループは、中期経営計画「APTSIS 10」において、「成長を実現し、創造・飛躍する」をコンセプトに、営業利益及びROA（総資産税前利益率）を重点経営指標としております。

当社グループの運転資金及び設備資金については、内部資金又は借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債により調達しております。また、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

② キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

③ 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、主に原燃料価格の下落に伴うたな卸資産及び営業債権の減少等により、前連結会計年度末と比べて662億円減少し、2兆6,746億円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、主に原燃料価格の下落に伴う営業債務の減少等により、前連結会計年度末と比べて666億円減少し、1兆7,340億円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の有利子負債残高（割引手形を除く）は1兆437億円となり、前連結会計年度末と比べて104億円の増加となりました。

当第1四半期連結会計期間末の株主資本は、配当金の支払い55億円、当第1四半期連結会計期間における純損失167億円の計上等により、前連結会計年度末と比べて218億円減少し、6,704億円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の評価・換算差額等は、保有株式の時価上昇に伴いその他有価証券評価差額金が200億円増加したこと、前連結会計年度末と比べて当第1四半期連結会計期間末の為替換算レートが円安になったことに伴い為替換算調整勘定が51億円増加したこと等により、前連結会計年度末と比べて251億円増加し、18億円となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比べて4億円増加し、9,405億円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて0.7%増加し、25.1%となりました。

第3 【設備の状況】

当社グループは、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の状況の記載にあたっては、有価証券報告書において「設備投資等の概要」は事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっており、「主要な設備の状況」は事業の種類別セグメント毎の数値とともに主たる設備の状況を記載する方法によっております。

また、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、連結会計年度末時点では個々のプロジェクト毎に決定していないため、事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっております。

四半期報告書においては、「主要な設備の状況」は前連結会計年度末からの重要な異動について記載し、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、事業の種類別セグメント毎に記載する方法によっております。

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 設備の新設・拡充の計画

当第1四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末における設備の新設・拡充の計画に重要な変更はありません。

② 設備の除却・売却の計画

当第1四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末における設備の除却・売却の計画に重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,506,288,107	同左	東京、大阪 (以上各市場第一部)	単元株式数は500株 であります。
計	1,506,288,107	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 株式移転によりその義務を三菱化学㈱から承継した新株予約権

三菱化学㈱が、平成17年6月14日開催の同社取締役会決議及び同年6月28日開催の同社株主総会決議に基づいて同社の取締役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、三菱化学㈱と三菱ウェルファーマ㈱(現 田辺三菱製薬㈱)が株式移転により当社を設立した日(平成17年10月3日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、三菱化学㈱から当社が承継しております。

当社が同社から承継した新株予約権の内容は以下の通りであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,587個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	229,350株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年6月28日から平成38年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額 1株当り1円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

三菱化学㈱を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に関する義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という。)に承継させるものとします。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、三菱化学㈱株主総会において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とします。
- (2) 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、付与株式数を調整します。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出します。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとします。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
承継前の新株予約権の行使の条件並びに消却事由及び消却の条件に準じて決定することといたします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 当社取締役に対する新株予約権

当社は、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	646個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,300株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月14日から平成38年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成37年12月12日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月13日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記注3の記載内容に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要することとします。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	794個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	653個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,650株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日から平成40年9月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成39年9月9日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月10日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

③ 当社執行役員等に対する新株予約権

当社は、当社執行役員及び退任取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	256個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から平成39年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当り1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	308個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,400株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月13日から平成39年12月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	256個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月11日から平成40年9月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成39年9月9日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月10日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

④ 三菱化学㈱に対する新株予約権

当社は、三菱化学㈱に対し新株予約権を発行しております。なお、三菱化学㈱は、当社から割当てを受けた新株予約権のすべてを、同社の取締役及び執行役員(退任取締役及び退任執行役員を含む。)に対し業績報酬として付与しております。

イ 平成18年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	205,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から平成38年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年12月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月15日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,725個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	236,250株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年12月15日から平成39年12月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,554個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	227,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年9月13日から平成40年9月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」という。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成39年9月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

⑤ 新株予約権付社債

当社は、平成19年10月4日開催の取締役会決議により、ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成23年10月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」という。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」という。)は、当初、1,207円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とするものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

5 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。

7 代用払込みに関する事項

該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、(i)その時点において法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとします。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編成行為にかかる効力発生日に有効となるものとします。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編成行為にかかる効力発日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとします。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編成行為の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとします。

上記において、「組織再編成行為」とは、①当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又は②その他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとします。

また、「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編成行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とします。

承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとします。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従うものとします。なお、転換価額は上記注3(3)と同様な調整に服するものとします。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めるものとします。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにするものとします。
- (ii) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めるものとします。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編成行為の効力発生日又は上記に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 上記注5に準じて決定するものとします。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
 下記注9に準じて決定するものとします。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
 当社は、満期償還日(平成23年10月21日)の76取引日前の日から52取引日前の日(ともに同日を含む。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができるものとします(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」という。)。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義する。)を交付します。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却します。
- 「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいいます。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含む。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとします。
- 「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」という。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限る。)、及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均VWAPを乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限る。)に相当する現金をいいます。
- 「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいいます。
- 「平均VWAP」とは、株価算定期間中のVWAP取引日(関連取引所が営業している日を行い、関連取引所によりVWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。)が発表されない日を含めない。)における関連取引所におけるVWAPの平均値をいいます。株価算定期間中に上記注3(3)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均VWAPも適宜調整されるものとします。

ロ 2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,000(注1)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 500株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年11月5日から平成25年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」という。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」という。)は、当初、1,177円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注4の記載内容と同一であります。
- 5 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。
- 7 代用払込みに関する事項
該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- 8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注8の記載内容と同一であります。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
当社は、満期償還日(平成25年10月22日)の77取引日前の日から53取引日前の日(ともに同日を含む。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができるものとします。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産を交付するものとします。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとします。なお、「取得日」、「交付財産」、「株価算定期間」及び「平均VWAP」については、前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注9の記載内容と同一であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日	—	1,506,288	—	50,000	—	12,500

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー並びにその共同保有者であるアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社及びアライアンス・バーンスタイン株式会社から、平成21年6月4日付で提出された株券等の大量保有に関する報告書により、平成21年5月29日付でそれぞれ以下の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105, U. S. A.	123,180	8.17
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	東京都港区白金1-17-3	14,509	0.96
アライアンス・バーンスタイン株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	4,587	0.30

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 129,664,000 (相互保有株式) 普通株式 1,124,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,361,562,500	2,723,125	—
単元未満株式	普通株式 13,937,607	—	—
発行済株式総数	1,506,288,107	—	—
総株主の議決権	—	2,723,125	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式6株及び相互保有株式517株(三菱化学株式会社150株、三菱ウェルファーマ株式会社317株、日本合成化学工業株式会社50株)が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が23,500株(議決権47個)及び名義人以外から株券喪失登録のあった株式が1,000株(議決権2個)、また、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が80株、それぞれ含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱ケミカルホールディングス	東京都港区芝4-14-1	129,664,000	—	129,664,000	8.60
(相互保有株式) 三菱化学株式会社	東京都港区芝4-14-1	1,500	—	1,500	0.00
三菱ウェルファーマ株式会社	大阪市中央区平野町 2-6-9	2,500	—	2,500	0.00
日本合成化学工業株式会社	大阪市北区大淀中 1-1-88	518,500	—	518,500	0.03
川崎化成工業株式会社	川崎市川崎区駅前本町 12-1	445,000	—	445,000	0.02
長生堂製薬株式会社	徳島市国府町府中92	156,500	—	156,500	0.01
計	—	130,788,000	—	130,788,000	8.68

(注) 1 三菱化学株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式1,650株の一部であります。なお、この1,650株は、上記「(6) 議決権の状況 ① 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ1,500株及び150株含まれております。

2 三菱ウェルファーマ株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2,817株の一部であります。なお、この2,817株は、上記「(6) 議決権の状況 ① 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ2,500株及び317株含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	414	446	458
最低(円)	325	375	374

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）附則第7条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	91,044	96,364
受取手形及び売掛金	※4 476,856	※4 499,688
有価証券	118,587	155,180
商品及び製品	262,061	309,193
仕掛品	31,395	26,713
原材料及び貯蔵品	124,994	127,399
その他	97,794	111,018
貸倒引当金	△930	△875
流動資産合計	1,201,801	1,324,680
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	234,892	235,344
機械装置及び運搬具（純額）	261,554	246,122
土地	211,506	211,841
その他（純額）	131,272	140,739
有形固定資産合計	※1 839,224	※1 834,046
無形固定資産		
のれん	87,778	89,328
その他	25,031	23,964
無形固定資産合計	112,809	113,292
投資その他の資産		
投資有価証券	354,404	303,207
その他	169,238	168,958
貸倒引当金	△2,817	△3,307
投資その他の資産合計	520,825	468,858
固定資産合計	1,472,858	1,416,196
資産合計	2,674,659	2,740,876

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	296,399	368,028
短期借入金	289,050	287,242
未払法人税等	7,180	20,753
賞与引当金	23,058	32,540
その他の引当金	12,733	11,990
その他	353,443	333,926
流動負債合計	981,863	1,054,479
固定負債		
社債	135,000	145,000
新株予約権付社債	140,201	140,224
長期借入金	334,464	310,773
退職給付引当金	82,027	82,955
訴訟損失等引当金	19,138	26,362
その他の引当金	8,768	8,051
その他	32,621	32,918
固定負債合計	752,219	746,283
負債合計	1,734,082	1,800,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	303,265	303,194
利益剰余金	354,438	376,375
自己株式	△37,263	△37,278
株主資本合計	670,440	692,291
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,447	12,411
繰延ヘッジ損益	△577	△567
土地再評価差額金	1,765	1,765
為替換算調整勘定	△27,586	△32,708
在外子会社の年金債務調整額	△4,219	△4,219
評価・換算差額等合計	1,830	△23,318
新株予約権	695	805
少数株主持分	267,612	270,336
純資産合計	940,577	940,114
負債純資産合計	2,674,659	2,740,876

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	763,781	549,701
売上原価	609,171	449,037
売上総利益	154,610	100,664
販売費及び一般管理費		
販売費	29,619	23,867
一般管理費	※1 90,412	※1 87,402
販売費及び一般管理費合計	120,031	111,269
営業利益又は営業損失(△)	34,579	△10,605
営業外収益		
受取利息	817	756
受取配当金	2,988	1,656
持分法による投資利益	914	1,085
為替差益	4,147	—
その他	2,307	2,126
営業外収益合計	11,173	5,623
営業外費用		
支払利息	3,466	3,531
為替差損	—	3,136
その他	3,267	5,505
営業外費用合計	6,733	12,172
経常利益又は経常損失(△)	39,019	△17,154
特別利益		
投資有価証券売却益	169	1,812
貸倒引当金戻入額	—	699
その他	134	342
特別利益合計	303	2,853
特別損失		
減損損失	807	1,512
その他	526	2,943
特別損失合計	1,333	4,455
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	37,989	△18,756
法人税、住民税及び事業税	12,765	6,158
法人税等調整額	4,174	△8,257
法人税等合計	16,939	△2,099
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△16,657
少数株主利益	7,937	102
四半期純利益又は四半期純損失(△)	13,113	△16,759

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	37,989	△18,756
減価償却費	27,014	27,455
のれん償却額	2,566	1,984
受取利息及び受取配当金	△3,805	△2,412
持分法による投資損益(△は益)	△914	△1,085
為替差損益(△は益)	1,288	1,488
支払利息	3,466	3,531
売上債権の増減額(△は増加)	27,652	34,118
たな卸資産の増減額(△は増加)	△41,048	49,252
仕入債務の増減額(△は減少)	△32,433	△88,763
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△2,180	994
その他	16,357	19,343
小計	35,952	27,149
利息及び配当金の受取額	7,692	3,205
利息の支払額	△3,352	△2,734
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△25,521	△21,760
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,771	5,860
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△42,002	△29,480
有価証券の売却及び償還による収入	14,500	6,578
有形固定資産の取得による支出	△37,558	△28,009
有形固定資産の売却による収入	104	100
投資有価証券の取得による支出	△31,810	△21,406
投資有価証券の売却及び償還による収入	842	5,400
貸付けによる支出	△62	△12,764
貸付金の回収による収入	4,977	16,772
その他	△1,070	△1,126
投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,079	△63,935
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	17,045	△2,730
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	15,000	△15,000
長期借入れによる収入	5,278	23,923
長期借入金の返済による支出	△9,905	△5,443
社債の償還による支出	△10,000	—
配当金の支払額	△11,013	△5,506
少数株主への配当金の支払額	△4,437	△4,579
その他	△159	△63
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,809	△9,398
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,207	1,483
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△78,706	△65,990
現金及び現金同等物の期首残高	165,748	226,410
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,578	1,071
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 90,620	※1 161,491

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	<p>連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>連結子会社の数 173社 (増加 5社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設立による増加：(株)地球快適化インスティテュート ・重要性が増したことによる増加：三菱化学ハイテクニカ(株) 他3社 <p>(減少 9社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併消滅による減少：化成オプトニクス(株) 他6社 ・清算終了による減少：ヒシ・ユーロプラスト・ホールディングス社 他1社 <p>※三菱化学ハイテクニカ(株)は、(株)上越テクノセンターがその社名を変更した会社であります。</p>
2	<p>持分法適用の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 15社 (増加 1社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式追加取得に伴う増加：広東田辺医薬社 <p>(減少 10社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結子会社への変更：三菱化学ハイテクニカ(株) ・合併消滅による減少：菱陽ケミカル(株) 他7社 ・清算終了による減少：菱化イーテック(株) <p>(2) 持分法適用の関連会社数 39社 ・変更はありません。</p>
3	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 「工事契約に関する会計基準」の適用 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できるようになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができるようになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）の表示 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結累計期間より、新たに「少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）」の科目で表示しております。 なお、前第1四半期連結累計期間の「少数株主損益調整前四半期純利益」は21,050百万円であります。
2	特別利益のうち貸倒引当金戻入額 前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、特別利益の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。 なお、前第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は42百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニング又は、経営環境等或いは一時差異等の発生状況に著しい変化がある場合は、その影響を加味したものを利用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	マレーシアにおける廃棄物処理施設の設置について 当社の連結子会社である三菱化学㈱が平成6年に撤退したマレーシアにおける希土事業の工場撤去及び廃棄物処理施設の設置のうち、工場撤去工事については、マレーシア政府の認可に基づき、平成17年末までに完了し、損失処理が終了しております。一方、廃棄物処理施設の設置工事については、平成19年7月にマレーシア政府から認可を得た後、平成21年3月に複数の施行業者候補との間で工事契約締結に向け詳細検討を開始することといたしました。将来の工事施工に伴い、損失が発生する可能性があります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)				前連結会計年度末 (平成21年3月31日)			
<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 1,948,928百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額17,803百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p>				<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 1,916,603百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額16,916百万円が含まれております。</p> <p>2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。</p>			
会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)	会社名	保証 (百万円)	保証予約 (百万円)	その他保証 類似行為 (百万円)
MCC高新聚合産品(寧波)社	2,251	—	—	MCC高新聚合産品(寧波)社	2,302	—	—
鹿島アロマティックス㈱	4,363	—	—	鹿島アロマティックス㈱	4,617	—	—
長生堂製薬㈱	4,051	—	—	日本アサハンアルミニウム㈱	4,016	—	—
日本アサハンアルミニウム㈱	3,524	—	—	日本ユニベツト㈱	1,040	—	—
日本ユニベツト㈱	1,990	—	—	マイテックス・ポリマーズ・タイ社	1,093	—	—
従業員(住宅用)	1,636	—	—	従業員(住宅用)	1,774	—	—
その他	1,551	700	120	その他	1,281	716	497
合計	(18,416) 19,366	(700) 700	(60) 120	合計	(15,044) 16,123	(716) 716	(417) 497
<p>合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。</p> <p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(米)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万リアル(日本円換算18,514百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(米)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>				<p>合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。</p> <p>3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(米)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万リアル(日本円換算15,913百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(米)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。</p>			
※4 受取手形割引高		169百万円		※4 受取手形割引高		565百万円	
受取手形裏書譲渡高		115		受取手形裏書譲渡高		81	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 労務費 27,006百万円 研究開発費 29,605百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額5,133百万円が含まれております。	※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 労務費 25,986百万円 研究開発費 28,127百万円 (注) 労務費には賞与引当金繰入額5,100百万円が含まれております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日) 現金及び預金勘定 76,968百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △1,364 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(流動資産その他) 15,016 現金及び現金同等物 90,620百万円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日) 現金及び預金勘定 91,044百万円 預入期間が3カ月を超える定期預金 △1,553 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 72,000 現金及び現金同等物 161,491百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,506,288

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	129,982

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第1四半期連結 会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	695
連結子会社	—	—
合計		695

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	5,506	4	平成21年3月31日	平成21年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する 売上高	92,392	69,729	128,233	281,538	155,265	36,624	763,781	—	763,781
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,252	2,773	50	54,017	14,194	59,226	131,512	(131,512)	—
計	93,644	72,502	128,283	335,555	169,459	95,850	895,293	(131,512)	763,781
営業利益	5,717	780	26,638	2,424	1,049	1,428	38,036	(3,457)	34,579

(注) 1 事業区分は、主に内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
エレクトロニクス・アプリケーションズ	記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品
デザインド・マテリアルズ	食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材
ヘルスケア	医薬品、診断製品、臨床検査
ケミカルズ	基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料
ポリマーズ	合成樹脂
その他	エンジニアリング、運送及び倉庫業

- 3 従来、事業の種類別セグメント情報の事業区分は「石化」、「機能化学」、「機能材料」、「ヘルスケア」、「その他」としておりましたが、当第1四半期連結累計期間より「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」、「ポリマーズ」、「その他」に変更いたしました。この変更は、当第1四半期連結累計期間より新たな中期経営計画「APTSIS 10」を策定し、各事業の基本戦略を定めたことを契機として、より経営実態を明確に表示するために行ったものであります。なお、本変更においては事業区分の考え方自体を見直しており、従来の事業区分によった場合と比較するのが困難なため、事業区分の変更に伴う影響額は記載しておりません。
- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「4 会計処理基準に関する事項の変更 (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載の通り、たな卸資産の評価方法を、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントで204百万円少なく、デザインド・マテリアルズセグメントで669百万円少なく、ヘルスケアセグメントで729百万円少なく、ケミカルズセグメントで1,474百万円少なく、ポリマーズセグメントで219百万円少なく、その他セグメントで13百万円少なく計上されております。
- 5 「追加情報」の「1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載の通り、当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数につき、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、エレクトロニクス・アプリケーションズセグメントで69百万円少なく、デザインド・マテリアルズセグメントで203百万円少なく、ヘルスケアセグメントで112百万円多く、ケミカルズセグメントで558百万円少なく、ポリマーズセグメントで24百万円多く、その他セグメントで6百万円少なく計上されております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円)	デザインド・マテリアルズ (百万円)	ヘルスケア (百万円)	ケミカルズ (百万円)	ポリマーズ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する 売上高	66,754	57,354	126,581	174,283	92,060	32,669	549,701	—	549,701
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	765	2,345	200	24,357	11,658	35,342	74,667	(74,667)	—
計	67,519	59,699	126,781	198,640	103,718	68,011	624,368	(74,667)	549,701
営業利益又は営業損失(△)	△921	△816	25,173	△2,904	△28,104	295	△7,277	(3,328)	△10,605

(注) 1 事業区分は、主に内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
エレクトロニクス・アプリケーションズ	記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品
デザインド・マテリアルズ	食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材
ヘルスケア	医薬品、診断製品、臨床検査
ケミカルズ	基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料
ポリマーズ	合成樹脂
その他	エンジニアリング、運送及び倉庫業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	648,691	75,431	39,659	763,781	—	763,781
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,702	8,087	1,919	21,708	(21,708)	—
計	660,393	83,518	41,578	785,489	(21,708)	763,781
営業利益又は営業損失(△)	37,316	△716	1,380	37,980	(3,401)	34,579

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「4 会計処理基準に関する事項の変更 (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更」に記載の通り、たな卸資産の評価方法を、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、日本地域で3,308百万円少なく計上されております。

4 「追加情報」の「1 有形固定資産の耐用年数の変更」に記載の通り、当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数につき、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が、日本地域で700百万円少なく計上されております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	473,987	43,813	31,901	549,701	—	549,701
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,255	3,605	1,548	12,408	(12,408)	—
計	481,242	47,418	33,449	562,109	(12,408)	549,701
営業利益又は営業損失(△)	△11,832	3,463	603	△7,766	(2,839)	△10,605

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	125,964	58,277	184,241
II 連結売上高 (百万円)			763,781
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	16.4	7.6	24.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	91,067	37,417	128,484
II 連結売上高 (百万円)			549,701
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	16.5	6.8	23.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 488円 45銭	1株当たり純資産額 486円 09銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	940,577	940,114
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	268,307	271,141
(うち新株予約権)	(695)	(805)
(うち少数株主持分)	(267,612)	(270,336)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額(百万円)	672,270	668,973
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年度末) の普通株式の数 (千株)	1,376,306	1,376,211

2 1株当たり四半期純利益等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 9円 52銭	1株当たり四半期純損失(△) △12円 17銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 8円 76銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	13,113	△16,759
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	13,113	△16,759
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,376,346	1,376,257
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	△12	—
(うち受取利息(税額相当額控除後))	(△12)	—
普通株式増加数 (千株)	118,565	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	新株予約権付社債(株式 の数117,468千株)及び新 株予約権(株式の数1,112 千株) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 の通りであります。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 田辺三菱製薬㈱における米国のバーテックス社との技術導入契約の変更について

当社の国内連結子会社である田辺三菱製薬㈱は、平成16年6月に米国のバーテックス社との間で締結していたC型慢性肝炎治療薬(MP-424)に係る技術導入契約を、平成21年7月30日付で変更いたしました。

この変更により、田辺三菱製薬㈱はバーテックス社から、併用療法に係る臨床試験データの使用权及び原体製造権の許諾並びに技術移管を受けるとともに、バーテックス社に対して一時金105百万USドル(日本円換算10,081百万円)を支払うこととなり、同社へのランニング・ロイヤルティーの支払い義務はなくなります。

なお、上記契約の変更に伴い支払われる金額は、平成22年3月期第2四半期連結会計期間において、販売費及び一般管理費に計上される見込みです。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

各社債の詳細は以下の通りであります。

名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当第 1 四半期会計期間 末日現在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所
2011年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19年10月22日	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所
2013年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	平成19年10月22日	70,000	—	70,000	シンガポール証券取引所

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

保証会社である三菱化学㈱の、直近の事業年度に係る書類の提出実績は以下の通りであります。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書】

事業年度 第16期第 1 四半期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)

平成21年 8 月14日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱化学㈱ 本店(東京都港区芝四丁目14番 1 号)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第 3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木洋二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村一彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽龍三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口依里	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木洋二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村一彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽龍三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口依里	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【会社名】	株式会社三菱ケミカルホールディングス
【英訳名】	Mitsubishi Chemical Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 小林 喜光 取締役社長
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 吉村 章太郎 常務執行役員
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表取締役小林喜光及び最高財務責任者吉村章太郎は、当社の第5期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。